



# 飲酒運転の根絶



～飲酒運転は絶対にしない！させない！～

お酒を飲む機会が増える時期です。自分も周りの人も含め、今一度「**飲酒運転は犯罪である**」ことを認識しましょう。

運転手だけでは  
ありません！

## 『飲酒運転の周辺三罪』

### ①酒類の提供



車を運転する人にお酒を提供してはいけません！

### ②要求・依頼しての同乗



お酒を飲んでいる人が運転する車に同乗してはいけません！

### ③車両の提供



お酒を飲んだ人や、これから飲む人に車を貸してはいけません！

①～③とも、**違反者には運転者同様に懲役刑・罰金刑が科せられます。**

### 酒類の提供者 車両の同乗者

運転者本人が	酒酔い運転	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

### 車両の提供者

運転者本人が	酒酔い運転	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

※運転者の懲役刑・罰金刑については11月15日発行「いぬわし君の交通安全Journal (第22号)」をご覧ください。

◇飲酒運転による  
人身事故の発生状況 **21件**  
(石川県内、R5.1月～11月末時点の速報値)



X (旧ツイッター) もあります。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】  
◇毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。  
◇県警のウェブサイトにも掲載しています。  
[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

【交通安全ほっとストーリー】  
投稿フォームはこちら



[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/)

